

# 今泉区画整理ニュース

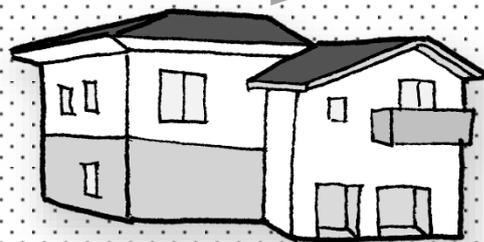
第16号

平成31年（2019年）1月21日発行

**発行元** 秦野市 都市部 都市整備課

TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410

Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



## 平成30年度第2回審議会について

秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会では、仮換地指定についての審議等を行うため、平成30年度第2回会議を次のとおり開催します。会議の概要は、次回の今泉区画整理ニュースでお知らせします。（会議は、非公開部分を除き傍聴することもできます。）

### 平成30年度第2回秦野都市計画事業 秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会

日時：平成31年2月13日（水）

午後1時30分から

会場：秦野市役所 東庁舎1階会議室



### ◆区画整理Q&A◆

Q. 区画整理事業で、自分の土地が仮換地指定を受けました。これにより、土地にかかる固定資産税はどうなりますか？

A. 一般的には、仮換地指定後も、使用収益開始までは従前の土地の地目や面積で評価を行います。公共減歩率や形状による補正をかけるので、税額としては下がる傾向にあります。ただし、個々の事例については、他の要因の影響等、状況が異なる場合がありますので、詳細については、固定資産税所管課へお問い合わせください。

### 編集後記

今回の審議会では、仮換地の指定についての諮問と、事業の進捗についての報告が予定されています。（市役所東庁舎での開催は初めてです。これまでと異なる会場ですので、傍聴の際はお気を付けください。）

本年も、丁寧な説明に努め事業を進めてまいります。事業への御理解、御協力をお願いいたします。

